

教職課程認定基準改正 (令和8年5月28日付改正)等について

● 2026.10.2

令和8年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課



目 次

1. 課程認定制度の概要等
2. 教職課程に関する改正等について
3. 免許制度改正に伴う教職課程認定について
4. その他

※ 本資料においては、教育職員免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」: 教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」: 各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習(探究)の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

※ 教職課程認定基準は令和8年5月28日付改正分を引用している。



1. 課程認定制度の概要等



1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状：公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない（免許主義）。

2. 教員養成の理念

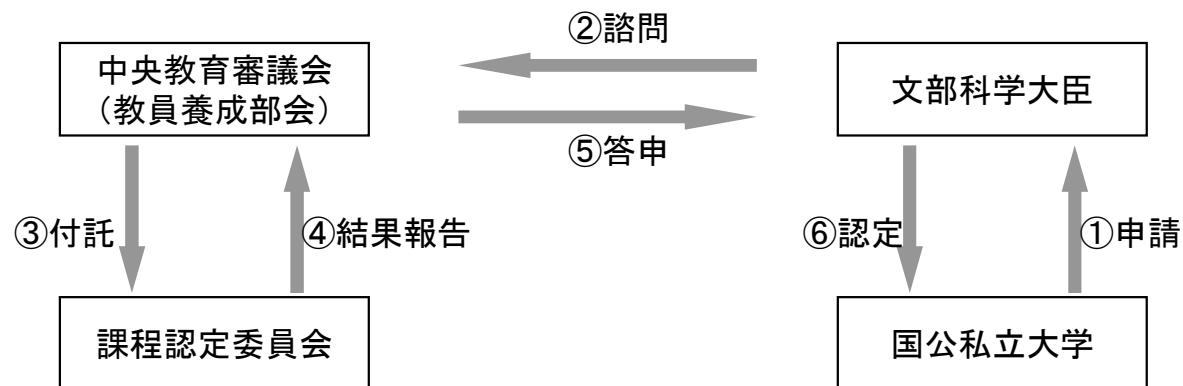
- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）
 - ② 開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。（教職課程認定基準1(3)）



1-1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



4. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

1－2. 認定を受ける組織：課程認定を受ける組織単位

教職課程は、学科等を単位として認定

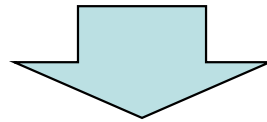
教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたもの^(※)でなければならない。

^(※)学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

（学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会教員養成部会）



教職課程は、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・教職専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者
- ・必要教職専任教員数は、認定を受ける学科等の入学定員に応じて増員

教職課程を有する大学等数(令和6年4月1日現在)

区分		大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	49	52	72	76	21	3	50
	公立	98	63	64.3%	12	5	45	51	18	20	7
	私立	607	460 (22)	75.8%	207 (13)	193 (13)	396 (16)	413 (17)	93 (4)	115	110 (6)
	計	787	599 (22)	76.1%	268 (13)	250 (13)	513 (16)	540 (17)	132 (4)	138	167 (6)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0	—	0	0	0
	公立	15	8	53.3%	5	0	3	—	0	1	0
	私立	284	206 (6)	72.5%	190 (5)	20	29 (1)	—	10	35	1
	計	299	214 (6)	71.6%	195 (5)	20	32 (1)	—	10	36	1
合計		1086	813 (28)	74.9%	463 (18)	270 (13)	545 (17)	540 (17)	142 (4)	174	168 (6)

令和6年4月1日現在の教職課程数の合計: 18,071課程

※括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。



1-3. 教職課程の審査①：教育課程

教職課程認定審査の確認事項2

(8) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ①教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日 教員養成部会決定）
- ②外国語（英語）コアカリキュラム（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力教科のための調査研究事業」平成28年度報告書）
- ③特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）

- シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に即した内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行う。
- 提出されたシラバスの審査は、大学が、コアカリキュラム対応表を活用し、シラバスの内容が到達目標等に対応しているものとなっているか確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から確認する。



1-3. 教職課程の審査①：教職課程コアカリキュラム(概要)

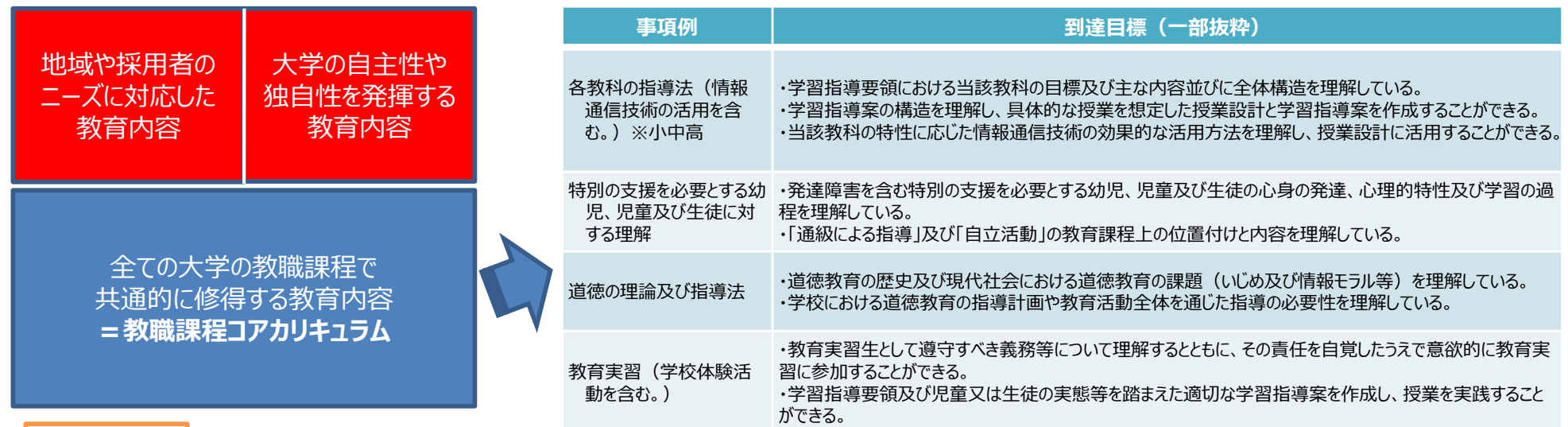
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

※平成29年策定時は改正前の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについて作成。令和3年8月に法令の改正により、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を追加する等の一部改正を行った。

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

1-3. 教職課程の審査②：教員審査

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められない。

○教職課程認定基準3

- (6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項3

- (1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方（平成23年課程認定委員会決定）

1. 基本的な考え方

- 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。
- 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。



1-4. 教職課程の自己点検評価等

■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドラインより)

教職課程の自己点検・評価

➤ 自己点検・評価の基本的考え方

各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施（教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照）

その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要

また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要

・ 基本的な手順 ・ 実施間隔 ・ 実施単位 ・ 実施体制

➤ 自己点検・評価の観点の例示

①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導（学生の受け入れ、学生支援） ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる



2. 教職課程に関する改正等について



2-1. 教職課程に関する主な改正(令和5、6年度)

	事 項	改 正 概 要	関係通知等
1	教科に関する専門的事項に関する科目の見直しに対応した教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	○中学「理科」、「技術」、「家庭」 高校「理科」、「家庭」、「情報」について教科専門科目の科目区分の統合や削除等を行う。 ○施行日: 令和6年4月1日 ⇒ 令和5年度中に関連する教職課程のある全大学が対応済	○通知(令和5年9月27日) ○事務連絡(令和5年10月27日) ○事務連絡(令和6年4月4日) ※解釈変更
2	特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正	○学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。 ⇒ 令和7年度申請から受付	○事務連絡(令和5年9月28日) ○強み専門性特例審査の観点(令和5年9月28日課程認定委員会決定) ○事務連絡(令和5年11月8日) ○申請様式追加(様式第10号)
3	専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正	○小学校における専科指導優先実施教科(算数、理科、体育又は外国語)に相当する中学校教員養成課程(数学、理科、保健体育又は英語)を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。 ⇒ 令和7年度申請から受付	○事務連絡(令和5年9月28日) ○事務連絡(令和5年11月8日) ○申請様式追加(様式第11号)
4	その他	○大学設置基準等による教育課程等特例に係る改正 ⇒ 申請の検討にあたっては速やかに相談を ○教職実践演習の履修時期に係る改正 ⇒ 「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」改正	○通知(令和5年9月25日) ○事務連絡(令和5年9月28日)



2-2-1. 大学内の教職課程の連携に関する改正①

① 教職専任教員の要件（基準3-1(3)(5)）

教職専任教員の要件を、大学設置基準に定める基幹教員の要件に準じ、教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。）であり、1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当し、専ら当該大学の教育研究に従事するものとし、必要教職専任教員数の合計のうち半数は原則教授とすること。

- ◆ 本改正は、大学設置基準等の基幹教員制度そのものを導入するものではなく、教職課程の質保証の観点から独自に設けられている。他方で、「教職課程の編成及び運営等について責任を担う」の考え方については、基幹教員に関する考え方をもとに整理されている。
審査にあたっては、基幹教員制度の適用の有無ではなく、当該教職課程の編成及び運営等への実質的な関与や授業担当の状況に基づき判断される。
- ◆ 教職課程認定申請にあたっては、完成年度に至るまでの教職課程を審査・認定するため、最終年度までに要件を満たす計画となっていれば構わない。（従前の考え方と同様）
- ◆ 「1年につき3科目」は単独・複数・オムニバス担当いずれも可。教職課程科目であれば複数の科目区分（「大学が独自に設定する科目」含む）で構成されていても可。共通開設科目を担当する場合はそれぞれの課程で算入ができる。（①当該教員の専門分野②教育実習③教職実践演習を想定）
- ◆ 認定済の教職課程においては、過渡期において一時的に担当科目数や教授の配置に関する要件を満たさない状態が生じる場合であっても、「当該学科等の教職課程の編成及び運営等に関し責任を担っている者」の要件を恒常的に満たさない状態を作らないようすること。



2-2-1. 大学内の教職課程の連携に関する改正②

② ただし書教員の要件（基準3-1(4)）

大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号等のただし書に定める基幹教員が、専ら当該大学の教育研究への従事以外の教職専任教員の要件を満たす場合において、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができるようにすること。

- ◆ 科目区分毎の4分の1から必要教職専任教員数の合計の4分の1へ変更。
- ◆ 教職専任教員は必ずしも基幹教員である必要はないが、ただし書教員として算入するには基幹教員である必要があることに留意。
- ◆ 単位互換科目担当教員もただし書教員と教職専任教員の要件の両方を満たしていれば教職専任教員に算入が可能。

③ 授業の方法等（基準3-2(6)(7)）

教職課程における授業の方法及び単位の認定を大学設置基準等に準ずること。

- ◆ キャンパス間の距離が50キロ以上離れている場合の教職専門科目の開設要件を削除。大学設置基準が認める範囲において、遠隔授業等によるキャンパス間をまたいだ科目開設が可能。
- ◆ 教職課程の授業科目における授業の方法及び学修時間は大学設置基準に基づき実施すること。（従前の考え方と同様）



2-2-1. 大学内の教職課程の連携に関する改正③

③ 授業科目の共通開設(基準5)

大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することを可能とし、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの教職専任教員とすることができるようにすること。なお、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種との共通開設に関しては、従前の通りとする。

- ◆ 科目区分や事項毎に設定されていた共通開設の基準(いわゆる義務教育特例やみなし専任教員を含む)を大きくり化。授業科目の内容が、当該教職課程の科目として適当であれば、学校種や教科等に関わらず共通開設が可能となる。なお、科目数や課程数の上限はない。
- ◆ 共通開設した科目を担当する教員は、それぞれの課程において教職専任教員となることができる。(従前の考え方と同様。こちらも上限はない。)
- ◆ 「当該教職課程の科目として適当」である必要があるため、免許法施行規則で認められていない組合せ(例えば、隣接していない学校種の教育実習、養護実習・栄養教育実習や地理歴史と公民との教科専門や教科指導法など)の共通開設はできない。
- ◆ 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」に変更はないため、特に教科専門科目の多くを共通科目とする場合は、相当関係が十分であるか留意すること。
- ◆ 特別支援学校同士の共通開設は可能だが、他の学校種と共通開設はできない。
※免許制度見直しWGでは、特別支援学校と他の学校種で学ぶ内容が再整理されている。



2-2-2. 大学間の教職課程の連携に関する改正

① 地域アクセス確保特例(基準14)

地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1(3)、(4)、3-2(1)、(4)、(5)の全部または一部によらないことができることとする。

- ◆ 教育課程等に係る特例と同様に「地域高等教育機会確保特例」の認定が前提となっているため、申請を検討する際は速やかに相談すること。

② 連携教職課程の要件(基準15)

連携教職課程の開設にあたって、それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置すること、当該教職専任教員の役割に連携教職課程の自己点検・評価を加えること。

- ◆ 構成大学間の単位取得要件を撤廃。また、教職専任教員の必置人数を1人以上に統一。
- ◆ 連携教職課程の教職専任教員は連携教職課程の自己点検・評価を担うことが必要。
- ◆ 構成大学に教員養成を主たる目的とする学科等が含まれることを「必須」から「原則」へ変更。
- ◆ 基準改正に伴い様式の変更を行う予定。

③ 他大学の授業科目の単位互換(基準16)

教育職員免許法施行規則第22条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなす場合の要件を定めること。

- ◆ 自大学の科目開設なしで他大学の単位互換科目を直接教職課程に算入することが可能となる。
- ◆ 単位互換科目を利用する場合は、協定書の提出が必要。
- ◆ 変更届で対応する場合の要領は次年度に通知予定。



教職課程認定基準の改正（大学間連携関係）

大学内の連携

○科目開設及び科目を担当する教職専任教員の配置について

（現行）

科目の開設・教職専任教員の配置において、教職科目は、大学全体で共通化が可能。

教科専門科目は、半数以上、教職課程の認定を受ける学部学科で配置する必要がある。

（見直し後）

大学が自ら開設する科目であれば、教職・教科の別に関わらず大学全体で共通化を可能とする。

※キャンパス間の距離が離れている場合でも、多様なメディアを高度に利用していれば共通化可能。

○教職専任教員の要件について

（現行）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科の①免許科目を担当②教職課程の編成に参画③学生への教職指導を担当する専従の教員。
2. 必要教職専任教員数が4人以上を指定する科目区分(主に教科専門)にのみ、必要教職専任教員数の1/4を上限に大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

（見直し後）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科等の①教職課程の編成や運営に責任を持ち②1年間で3科目以上の免許科目を担当する専従の教員。
2. 必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に、大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

（例）3つの学部で中学校教諭（理科）の教職課程を置く場合の「教科に関する専門的事項」に関する科目の教職専任教員の最低必要人数

【R9年度まで】			【R10年度以降】	
A学部	4人	➡	A学部	4人
B学部	4人		B学部	
C学部	4人		C学部	
計12名(各学部1名以上は教授)			計4名(教職科目の必要教職専任教員数とあわせて半数は原則教授)	

大学間連携

○単位互換

（現行）

読み替え元となる、大学自ら開設の科目に加える形で、教職に関する科目の3割を上限に単位互換科目の配置が可能。

（見直し後）

「教職に関する科目」の3割を上限に、単位互換科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

※見直し後においても、教育課程においては、大学設置基準第19条や第28条等の規定や単位互換制度の運用に係る基本的な考え方等に則る必要がある。

※教職課程認定基準上自ら開設とみなした単位互換科目は、教育課程等特例制度や地域アクセス確保特例制度の認定を受けない限りにおいては、大学設置基準上の自ら開設科目に含むことはできない。

○大学等連携推進法人が開設する連携開設科目

（現行）

大学等連携推進法人の設置に加え、①幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれており②学生が在籍する学科等での8単位以上修得に加え、それ以外の学科等で8単位以上を修得すること等の要件を満たした場合、全科目の8割を上限に、連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

（見直し後）

全科目の8割を上限に、大学等連携推進法人を構成する他大学と連携して開設する連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

2-2-3. 児童生徒性暴力等の防止等に関する措置

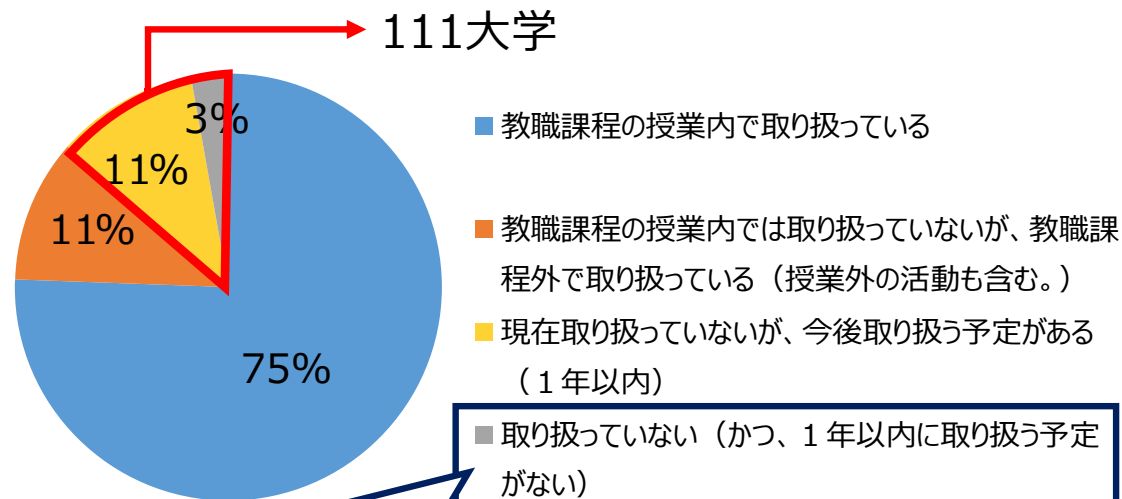
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」第13条第3項に定める教育職員の養成課程を有する大学が講ずるべき措置に関する基準を設けること。

- ◆ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」3年見直しに係る調査結果を踏まえ、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記。
- ◆ 基準改正に伴い、令和9年度の実施計画の調査を行った(9月30日締切)が、当該法律は令和4年4月より施行されているため、現時点で取扱いがない場合は法令違反となる。
- ◆ 調査結果については、集計の上審議会資料として使用する場合があること、回答期限までに提出がなく文部科学省からの督促後なお提出がない場合は、個別の大学名称を公表する場合があること、実施計画が認定課程として適当ではないと認める時は、免許法施行規則第22条第2項及び第3項に基づき是正の勧告や認定の取り消しを行う場合がある。
- ◆ 「教職課程を有する全ての大学」が措置を講ずる必要があるため、教職課程の学校種や免許種は問わない。
- ◆ 今後の教職課程認定においても実施計画の提出を求める予定。(様式第5号に追加)



教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について

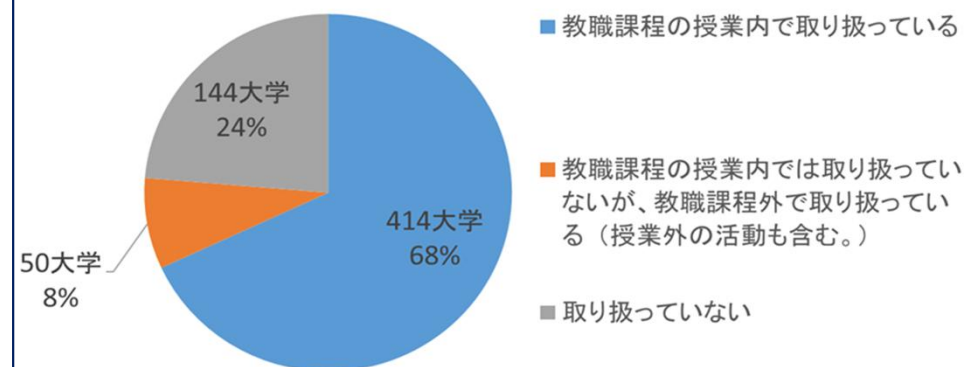
大学において、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるために、法の内容等を授業等で取り扱っているか。



○ 1年以内に取り扱う予定がない主な理由

- ・法令上義務になっていないと誤認している
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する内容を担当できる教員がいない 等

（参考）教職課程を有する大学向けアンケート調査結果（R6）



約14%の大学で、教職課程の内外で法の内容等を取り扱っておらず、その中でも、一部の大学で、今後1年以内にも取り扱う予定はないと回答。

○ 教職課程認定基準を改正し、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記予定。

○ 文部科学省やこども家庭庁において作成している学生向けの研修動画の周知

2-2-4. その他の改正

1. 全体的な項目の整理及び用語の統一（免許法施行規則で示されている用語に統一）
2. 短期大学専攻科及び専修免許状の教職専任教員の配置要件を全体要件と統一
3. 専修免許状の共通開設基準を全体要件と統一
4. 基準3-2(1)で科目の自ら開設の原則を明確化
5. ただし書教員に係る取扱いを基準3-1(4)に整理、統合
6. 教育課程特例に係る取扱いを基準13に整理、統合
7. 旧基準4-2(2)や4-3(3)、4-4(3)を削除
※いずれも免許法施行規則に定められている内容のため取扱いに変更はない。
8. 教職課程認定において免許法施行規則第4条第1項表備考第9号及び第5条第1項表備考第5号及び第6号は適用しない旨を明文化 ※取扱いに変更はない。
9. 基準4-1(6)など、複数の学校種で同様の取扱いとする場合は以後の記載を省略
10. 基準8において第1部～第3部の入学定員を合算し教職専任教員を配置することを必須から任意へ変更
11. 基準18(4)で教育実習を実施する学校種、教科、教育領域は原則として認定を行おうとする課程と同一であることを明記
※取扱いに変更はない。希少教科の課程など原則により難しい場合は事前に相談すること（最終的な可否は審査会において判断される）。



2-3. 基準改正等に伴う教職課程認定申請書様式の変更(予定)について

1. 教職専任教員の教職課程の運営等の意思決定に係る会議等への参画状況や教職課程の編成及び運営に係る具体的な役割
⇒様式第4号(履歴書)の記載項目を見直し、追加予定。
2. 児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画
⇒様式第5号に追加予定。
3. 教職専門科目や特別支援教育に関する科目の履修体制
⇒自大学で開設する科目と他大学で開設する科目の開設元となる学部学科等や履修形態(連携開設科目や単位互換科目など)、他大学で開設する科目を履修させる学部学科等を記載する新たな様式を追加予定。
4. 教職課程の自己点検・評価に係る実施体制
⇒様式第7号イに追加予定。
5. 教員養成状況に関する情報の公表状況及び実施体制
⇒様式第7号イに追加予定。
6. 担当教員の本務等の名称及び過去認定の状況
⇒これまで様式第4号(履歴書)に記載していた、過去単独で「可」の判定を受けた状況に関する記載項目を様式第3号に追加予定。
7. 連携教職課程を設置する大学の要件
⇒様式第9号を変更予定。



3. 免許制度改革に伴う教職課程 認定について

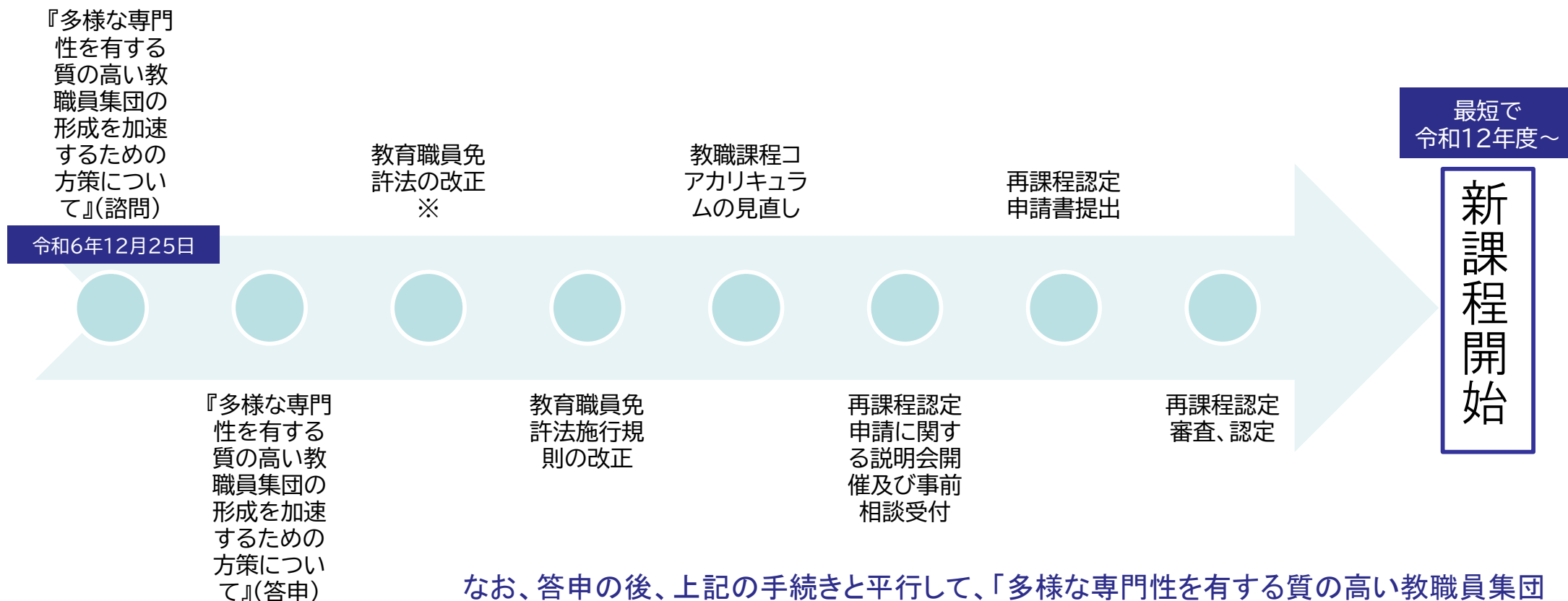
※令和8年10月2日時点では、免許制度の改正内容は未確定です。本項目は、中央教育審議会(教員養成部会)の検討状況を踏まえた内容をお示ししていますが、今後変更を行う場合があります。



3-1. スケジュール(予定)について

- 免許制度改正や改正に伴う再課程認定までの流れは以下のとおり。
- 新制度の適用は、最短で令和12年度を想定している。

※国会に法案提出をお認めいただき、かつ国会で改正案をお認めいただけた場合



なお、答申の後、上記の手続きと平行して、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（審議のまとめ）」に示されている以下の事項について検討を行うことが考えられる。

1. コアカリキュラムの目標の到達状況を確認するためのCBTの導入
2. 教育実習の実施に関するガイドライン作成



3-2. 今後の教職課程認定基準等の改正(予定)について

- 教職課程認定基準及び関係内規等は、中央教育審議会(教員養成部会)の審議状況や制度改正の状況に応じ、以下のとおり、順次改正を行う予定。
- 大学内・大学間連携については大学設置基準に揃えることを基本に、令和8年度に一部を先行して改正。

大学内・大学間連携等に関する基準改正【実施済】

免許法施行規則の改正に伴う基準改正(科目の開設、必要教職専任教員数 等)

教職課程認定審査の確認事項や審査運営内規の改正

再課程認定における審査の考え方を策定(「強み専門性」、新規追加事項の名称や該当しうる教育研究業績、「教職課程全体を通じて学生の主体的・自律的な学びを促すための計画」の考え方について 等)

【今後検討、改正となり得る基準や運用等】

1. 教職課程認定後に教育課程を変更する場合の手続き・・・基準改正に伴う事務負担の軽減に向け、変更届①～⑧の提出要件や項目に関する検討を行う予定。
2. 教職課程認定後の質保証・・・教職課程認定直後の実施状況や自己点検・評価等のフォローアップに関する検討を行う予定。
3. コアカリキュラムの目標の到達状況を確認するためのCBTの導入に関する基準等の改正
4. 教育実習の実施に関するガイドラインに関する基準等の改正



- (1) 強み専門性は、免許状と密接に関係する他の資格なども含めて、幅広く認めることとし、免許状・資格以外の内容については、免許状において付記することを可能とする。
- (2) 教職課程認定においては、①学位課程及び共通で学ぶ教職課程双方との密接な関係性と一貫性、②強み専門性とその学修の一貫性と体系性の2つの観点にて審査を行う。

①学位課程及び共通で学ぶ教職課程双方との密接な関係性と一貫性

1. 学位課程(ディプロマポリシー)と強み専門性が、密接に関係し、その内容に一貫性があるか。
2. 当該強み専門性と認定を受けようとする免許状に関連があり、かつ地域や学校現場のニーズ等に応じた内容となっているか。
3. 当該学位課程と教職課程の両立が無理なく可能となっているか。
4. 当該強みや専門性が、当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

②強み専門性とその学修の一貫性と体系性

1. 当該学位課程で身に付ける強みや専門性に係るカリキュラムが体系的に編成されているか。

③強み専門性の免許状への付記

1. 専修免許状における専攻の名称及び分野の付記(教育職員免許法施行規則第72条)も参考に制度設計。
2. 専門性を付記するために必要な最低修得単位数は20単位※とする。
※教育職員の種類によっては、その養成課程の在り方等を踏まえ、20単位以外の単位数とすることも可とする。
3. 教職課程認定においては、強み専門性として挙げた科目が申請分野に適合しているか確認するとともに、学位課程で身に付ける強み専門性や認定を受けようとする免許状に関連があるか審査を行う。
4. 付記する分野の名称は、専修免許状の分野とともに今後審議会等において検討。

④大学側が設定した選択肢の中で、学生側にも一定の選択を可能とする設計の詳細については今後検討

4. その他



教職課程に係る文部科学省への問合せ窓口について

質問内容	問合せ窓口
大学の教職課程の開設・運営に関すること（教職課程認定申請、変更届の提出、教育実習等に係る事項等） ※ 質問の際には、令和8年8月17日の事務連絡を必ず御確認ください。	文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課 教員免許・研修企画室 教職課程認定係 kyo-men@mext.go.jp
教育職員免許法をはじめとする教員免許関係の諸法令の運用や解釈等に関すること（学力に関する証明書、介護等体験、認定講習等） ※ 質問の際には、令和5年11月6日・令和6年4月、10月（再送）の事務連絡を必ず御確認ください。	文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課 教員免許・研修企画室 法規係 menkyo@mext.go.jp

○質問等を行う際は、原則として、電話ではなく問合せメールアドレス宛にメールにて送付いただきたいこと。

○問合せ窓口については、各都道府県、大学、一般の方からの多様な質問等を恒常的に受けており、順次での回答となることから、回答希望日の指定には必ずしも対応できないこと。

